2019年6月議会質問原稿（6月26日、2番手で田平議員）　第4案

　議席番号１６番　田平まゆみです。私は、日本共産党を代表して質問を行います。市長をはじめ、関係部局の誠実なご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに国民のくらしの問題に触れておきます。

安倍内閣は、10月から消費税を１０％に増税しようとしています。前回の消費税８％への増税を契機に、実質家計消費は年25万円落ち込み、労働者の実質賃金は年10万円も低下してしまいました。内閣府の発表による景気動向指数も6年2か月ぶりに「悪化」となるなど、景気悪化の中での5兆円近い増税は無謀というしかありません。今からでもこの消費税増税にストップをかけ、家計の負担と不安を軽減する家計応援政策の実現と格差と貧困を是正する政策で、暮らしに希望がもてる政治の実現がもとめられています。

日本共産党は、家計を応援し、貧困と格差をただし、明日に希望が持てる政治にするために、ただちに取り組むべき経済政策として３つの提案を発表しています。

一つは、賃上げと労働時間の短縮で、８時間働けば普通に暮らせる社会をつくることです。最低賃金を時給１０００円に引き上げ１５００円をめざします。また、残業代ゼロ制度を廃止し、長時間労働を規制します。労働者派遣法を廃止し、非正規労働者の正社員化をすすめることも大切です。

二つ目に、お金の心配なく学び、子育てできる社会をつくることです。

大学・短大・専門学校の授業料を半分に値下げし、段階的に無償化をはかることや、奨学金を無利子にし、月額３万円の給付型奨学金制度をつくることと、認可保育所の増設と保育士の賃上げで、待機児童をなくすことも提案しています。

三つ目に、暮らしを支える社会保障の充実のため、公費１兆円の投入で高すぎる国民健康保険料を抜本的に引き下げること、子どもの医療費無料化を国の制度にし、物価が上がっても「減らない年金」制度をつくることを提案しています。

これらの提案を実現するために必要な財源は約7.5兆円ですが、消費税に頼らなくても実現可能です。

大企業優遇税制を是正して、中小企業並みの負担を求めると４兆円の財源が生まれます。また、大株主への優遇税率を是正すると３．１兆円が、米軍への「思いやり」予算などを廃止すれば０．４兆円の財源が生まれ、合計７．５兆円が確保できます。史上最高の利益を上げ続けた大企業の内部留保は、大企業への優遇税制などにより４４２兆円にも膨れ上がり、株主への配当も増やしているのに働く人たちの賃上げには回らず、生活が苦しくなった国民には消費税の負担が重くのしかかってきます。格差と貧困を広げる安倍政治を転換し、暮らしに希望がもてる政治を実現しなければなりません。

市長の所信表明では「市民とともにつくる、市民が幸せになる、市民本位の市政の実現に全力を」と述べられています。市民の皆さんが置かれている厳しい暮らし向きの改善のため、全力をあげていただきますようお願いしておきます。

それでは、通告に従い、安心・安全で自由な移動や施設等の利用、社会への参画を保障することなど、広範なバリアフリー化を求めて質問します。

　バリアフリーのまちづくりが進むと、障がい者だけでなく、高齢者や小さなお子さん、ベビーカーを使っておられる親御さんなど、様々な人にとって便利になり、災害時にも日頃からの整備がいかされると思います。

　市民の方からの様々なご意見ご要望の中で多いのが、道路のでこぼこが目立つ部分の点検をこまめに行い改善してほしいとの声です。

　これまでの議会でも取り上げるとともに、私も具体的な箇所についての要望を行っておりますが、高齢者や視覚障害者の方がつまづき怪我をする事例や、車いすでの移動や手押し車・ベビーカーなどを押している人が、木の根っこが張り出した歩道の凸凹や亀裂で移動しにくいといった状況や、歩道から車道におりて信号を渡る際などに、段差でタイヤがとられるといった事も起きています。

　段差の解消や、凸凹道の改善なども含めて、誰もが安心して移動できるバリアフリーのまちづくりの現状と課題、今後の計画について見解をお示しください。

　また、所信表明で「通学路の危険個所について」「順次安全対策を行う」ことを表明されましたので、具体的にお示しください。

公共施設についてもバリアフリー化されていなければなりません。

　まずトイレの状況について、築年数の古い公共施設へも多目的トイレ設置を進める必要がありますが、学校園を除く、主な市内公共施設でのトイレ洋式化の状況と多目的トイレの設置状況、今後の改修予定などについてお聞かせください。

　市役所本庁について、特に市民の方から多くお聞きしているのは、トイレの美装化およびバリアフリー化を求める声です。庁内のトイレの和式と洋式、多目的トイレの数や場所について確認しましたところ、現在、各階に洋式トイレは設置されていますが、全体の中で多目的トイレが少なすぎるのが問題だと感じています。

　５階まである庁舎ですが、車いすでも利用できる多目的トイレは１階と２階に合わせて２カ所しかありません。

　１階多目的トイレは、特定事業計画の生活関連施設整備として2017年11月施工され、オストメイトやベビーキープ等も新設されていますが、議会棟の２階全員協議室の横にある多目的トイレは、約３０年経過したかなり古い基準によるもので、トイレにはカーテンだけで扉もなく鍵もかけられない不便で利用しにくいものです。

　男女トイレともベビーキープを設置したり、多目的トイレは障がい者だけでなく、LGBTの方への配慮などから、性別を問わず気軽に利用できるみんなのトイレという風にしていくのが時代の流れだという事も感じていますがいかがでしょうか。

　庁内のトイレを全体的に見直し、住民の方々が利用しやすいトイレに変えていくとともに、バリアフリー化を進める必要があると考えますがいかがですか。

　また、公共施設における多目的トイレの場所の表示なども、できるだけわかりやすくしてほしい、との声もありますがいかがですか。

　また、議場のバリアフリー化も本市では非常に遅れています。

　全国的に、車椅子傍聴席や防音が施されていて小さなお子さん連れでも安心して傍聴できる特別傍聴席が設けられたり、必要な場合にはイヤホンが使えるなど、他の先進市にも学び、議場のバリアフリー化に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

　金剛公民館について、脚の不自由な方や車椅子の方などは、不自由をしているとの声もお聞きしています。

　公民館では様々な講座などがもよおされており、肢体が不自由でも参加できるような内容であっても、２階への移動手段がなければ利用できずあきらめざるを得ない状況があります。２階へのエレベーターを付けてほしいとの声があり、設置を求めますが、見解をお聞かせください。

　また、近年本市でも外国人市民が増えている中、外国人の方にもわかりやすいユニバーサルデザインの案内表示の設置や多言語表示といったバリアフリー化も進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

　もちろんこれまでも市ではバリアフリー化の取り組みをされており、市長の所信表明では、公共施設への「意見ポスト」の設置など、市民の皆様の声をお聴きする機会の充実に努め」るとの事ですので、障がいをおもちの方や当事者の方への配慮が細部まで行き届いたバリアフリーのまちづくりを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

★★★

１．ご答弁ありがとうございました。公共施設のトイレの洋式化、多目的トイレの整備について、不十分であるとの認識を伺いましたので、全ての公共施設に、洋式トイレ、多目的トイレの設置を行い、バリアフリー化を進めることを、公共施設再配置計画の中にもしっかり位置づけて取り組んで下さいますよう要望致します。

　また、市庁舎のトイレの見直し•改善については、「現有施設が利用しやすいものとなるよう必要な改善を行う」ことや、「庁舎耐震化の検討過程において、バリアフリー化の推進も重要な課題として位置づけて」いくとの考えを示されましたので、ぜひよろしくお願い致します。

　誰もが安心・安全で自由に移動でき、施設等の利用や社会参画を保障する広範なバリアフリー化の促進を要望しておきます。

★★★

つぎに、高齢者のお出かけ支援や交通弱者支援策の充実をもとめて伺います。

市長は所信表明のなかで、「長生きして良かったといえる富田林」の実現のために高齢者支援に取り組むことを表明されています。

最近、高齢者による重大交通事故が毎日のように報道されています。運転している方は「運転が不安で免許証を返上しようとしていた」とか、体が不自由な状態での運転だったなど、本来は運転しないで済むなら、起こらなかった事故であったが、買い物や通院などでお出かけするにも、高齢者が簡単に利用できる交通手段がないという問題があることも浮かび上がっています。

昔近所にあった商店街や小売店はなくなり、大型商業施設までは距離があり、高齢者がバスを利用しても徒歩では重い荷物を運ぶことも困難です。

富田林市内の商業事業所は2007年に８３７あったものが2016年には５６２カ所へと激減しています。また、市内の大型商業施設による買い物客のための巡回バスの運行もなくなりました。

高齢者や交通不便地にすむ市民にとっては、買い物やお出かけしやすいための支援と、出かけなくても便利に暮らせる支援の両方が必要だと考えます。

これまでにも提案してきましたが、買い物支援策として、自分で宅配を利用できない高齢者などのために、移動販売ができる業者などに市が巡回販売を依頼し、自治会などと連携して公営住宅や公園などでの車による販売を許可するなどの手立てをおこなえばどうでしょうか。

おでかけ支援策では、100円で乗れるレインボーバスの車両が新しくなりますが、1系統しかない路線を増やすことも検討していただきたいと思います。「毎日ではなくても週1回でもバスが巡回してくれば、それに合わせて買い物や通院ができます」と声も聞いています。レインボーバスの路線拡大について見解をお聞かせください。

堺市では65歳以上の市民の方に「お出かけ支援カード」を発行して、市内の路線バスや阪堺電車を100円で利用できるという制度があり、お出かけを支援することにより、経済効果や生きがいづくりに役立っているとの報告もされています。

河内長野市では75歳以上の方を対象に「おでかけチケット」を発行し、バスやタクシーの運賃を助成できる事業をスタートしています。これらの堺市、河内長野市の取り組みを、昨年の12月議会の質問でも紹介しました。

その時の答弁で、「何らかの対策が必要であると考えており、買い物困難、交通弱者、移動制約者の問題につきましては、各担当部署で個々に対応していくのではなく、庁内で一体的に取り組む必要があると考えております。今後も関係各課が連携いたしまして協議を重ねまして、ご提案や他市の事例も参考にしながら本市に見合った対応策を検討してまいしたいと考えております」と答えられました。

そこで、市長は本市での高齢者に向けたお出かけ支援策についてどのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

★★★

２．ご答弁ありがとうございました。

　「移動販売できる事業者に市から依頼し、自治会等と連携して公営住宅や公園等での停車販売を行う」ことや、レインボーバスの拡充など、繰り返し議会で質問してきました。その度に、他市の事例も参考に検討していくといった答弁が繰り返され、いっこうに前に進みません。

　市民の方にアウトリーチで意見を聞く取り組みとして、交通勉強会などもされてきましたが、交通会議の議事録をみますと、「町会長さんをはじめ、この問題の中心となって動いていくのが重荷に感じる」「行政が一方的に押し付けていると感じる地域が多い」といった交通不便地域の反応も出ているようです。

　市から具体的交通施策の提案もなく、福祉有償運送の登録制度への協力を促すような今回の答弁をお聞きしてみても、市民の方が行政に仕事を押し付けられると感じてもしかたがないのではないかと感じます。

　そこで、再質問いたします。

　買い物・お出かけ支援策について、具体的施策の答えをいつまでに出されるおつもりなのでしょうか。タイムスケジュールも含めてお示しください。

　レインボーバスの利用者アンケートを実施し、その後どのように反映させていくのでしょうか。

　他市の事例も含めて検討されてきたことについてお聞かせください。

★★★

次に、子どもの医療費助成を18歳まで拡充することをもとめて伺います。

現在日本では７人に１人の子どもが貧困に陥っています。経済的理由によって医療の受診機会が奪われ、子どもの命と健康が脅かされることはあってはなりません。大阪府ならびに各自治体には、医療費助成の対象年齢拡大とともに、窓口負担の完全無料化が求められます。

子どもの医療費助成は、1970年代に初めて行われた制度です。通院・入院ともに未就学児を医療費助成の対象とする市区町村がほとんどでしたが、2010年以降は15歳年度末まで、またはそれ以上を対象とする市区町村が増えており、厚生労働省の調査でも、1741自治体中入院1646、通院1500自治体もあります。

国では、2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、８月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市では、2018年11月に「すべての子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等をはかり、子どもの貧困対策を総合的、かつ効果的に推進する」ため、大阪府と実態調査を実施し、「富田林市子どもの育成支援に関する今後の取り組みについて」が策定されました。「子どもの生活に関する実態調査」結果から、「子ども医療費制度の拡充」「子育て世帯の家賃負担の軽減」などが政策課題として示されています。

また2017年3月富田林市議会でも、新日本婦人の会から出された子ども医療費助成制度の拡充を18歳までもとめる請願が、全会一致で可決されました。

子どもの医療費助成は、将来的な家計の支出金額を考えると、居住する地域によっては大きな差が出ることがあり、子育て世代が子育てしやすい環境をもとめて居住地を検討する際の大きな指標にもなっています。

堺市でも今年４月から18歳まで年齢枠が拡充され、大阪府下で、通院・入院とも18歳まで所得制限なく医療費助成を実施している自治体は、寝屋川市、箕面市、門真市、摂津市、能勢町、田尻町の７自治体となりました。

また、近隣でも、河南町で今年10月から、22歳年度末までに年齢枠を拡充することを決められ、全国的にも18歳まで実施する自治体が増えています。

富田林市でこどもを安心して生み育てられる環境をつくるためにも、子どもの医療費助成制度の拡充は大きな役割をはたします。

市長の「子育てするなら富田林を一層推進」という所信表明を実行するために

も、市民の願いや議会の全会一致の請願にこたえるためにも、子どもの医療費助成を18歳までに拡充すべきだと考えますが市長の見解をお聞かせください。

現在、国には子ども医療費助成制度がなく、大阪府の助成制度も非常に低い水準です。大阪府の「乳幼児医療費助成制度」では2015年に対象年齢を３歳未満から就学前までにしながら、厳しい所得制限を設けたことにより、富田林市をはじめ多くの市町村でかえって自治体の負担が増えています。国や府が医療費助成制度を創設・拡充すれば、市の子どもの医療費助成の対象年齢を引き上げることができます。国や府に対して、制度創設・拡充の働きかけを強めていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

★★★

３．ご答弁ありがとうございます。

答弁でもありましたように、子ども医療費助成を前進させるための一番の障壁は、国に制度そのものが無いことです。国が制度を創設すれば、全国の自治体で行っている制度の拡充がいっきに進みます。

　大阪府の制度は本市の水準を著しく下回っているだけでなく、全国水準からみても最低水準です。全国市長会を通じてひきつづき強く要望していくことのことですのでお願いいたします。また、市として子ども医療費助成を１８歳年度末までに広げることは、こどもの貧困対策ほか様々な課題解決にもつながるものと考えますので、ひきつづき強く要望しておきます。

★★★

つぎに、市立幼稚園で3年保育と預かり時間延長を早期に実施することをもとめて伺います。

市長の所信表明では「子育てするなら富田林を一層推進」し、昨年出された「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」素案を「この間の市民の皆様からのご意見も踏まえまして、ゼロベースで見直」す、との見解を示されました。

幼稚園問題をめぐっては、2018年8月に出された「市立幼稚園・保育所あり方基本方針（素案）」で１３ある市立幼稚園中７園を廃止するという提案がだされ、子育て世代の保護者や地域で市立幼稚園を見守ってきた市民の皆さんから大きな不安のこえが寄せられました。2017年2月の「富田林市立幼稚園・保育所のあり方検討委員会」からは、「3年保育の機会を均等にするため、できるだけ早期に３歳児保育を実施し、ニーズを見極めながら預かり時間の延長を実施」することをもとめる提言が出されていました。

「基本方針素案」で市立幼稚園の廃止がうちだされて以降、1万8649筆の反対署名が集まり、地元説明会やパブリックコメントでも「地域の幼稚園をなくさないで」「市立幼稚園で３年保育と預かり保育を実施してから検討すべき」と多数の市民の声が寄せられ、昨年の１２月議会に出されていた２本の請願が採択されました。

市は、「これらのご意見につきましては時間をかけて十分に検討を行ったうえで基本方針を策定」すると答弁されていました。

市立幼稚園の存続と3年保育・預かり時間の延長をもとめる市民の声を、市長がどう受け止められているのかお聞かせください。

今年10月から消費税の増税と抱き合わせで実施されようとしている安倍政権の幼児教育の「無償化」方針は、保育関係者から保育のあり方を根本からゆがめる恐れが指摘されています。保育士の配置数や保育室の面積などで国の基準に満たない認可外施設の利用者も、補助の対象になるため、「保育の質」が保てない施設に国がお墨付きを与えることになるとの懸念があります。

そして、「無償化」費用の自治体負担も、私立保育所は国が半分補助するのに対し、公立保育所は市町村が全額負担する仕組みのため、公立園の廃止・民営化にさらに拍車をかける危険があります。安全・安心の保育を置き去りにし、保育に対する公的責任を後退させることは、国民の願いと相いれません。

市立幼稚園は幼稚園・小中学校などの地域連携や質の高い幼児教育の蓄積など大きな役割をはたしてきました。しかし、私立幼稚園で実施している3年保育を公立園でおこなわず、園児数減少を放置してきた市の責任は重大です。

パブリックコメントでも、「まず、市立幼稚園で3歳保育を実施してから検討すべき」という声が多数で、市の姿勢に対して批判が寄せられています。

幼児教育に果たす公的責任についての見解をお聞かせください。

また、市立幼稚園での3年保育と預かり時間の延長を実現する予算の具体化を早急にもとめますが、見解をお示しください。

★★★

４．ご答弁ありがとうございます。

　市立幼稚園での３年保育、預かり時間延長の早期実施は、「幼保あり方検討委員会」に私が傍聴に行った際にお聞きした中でも一番多く出されていた意見でした。市立園を減らして欲しいなどという意見は誰一人出されていませんでした。

　この度、市立園の廃園計画がストップしたことは評価できますが、それと合わせて、一番強い願いであった３年保育・預かり時間延長がそのまま棚上げになってしまっていることは非常に残念です。

　今回出された廃園計画の反対意見の中でも、「まず３年保育・預かり時間延長を実施してから考えるべき」の意見が多く出され、「それでも応募が少ないなら納得もいく」との意見もあったと聞いています。

　９月募集に間に合わせるように具体化を急ぐ必要があると考えます。

　以前に、４歳児保育を始めた時には、富田林幼稚園で先行実施し、拡げていかれたとお聞きしています。

　全ての園で一気に実施することが難しければ、たとえばいくつかの園で試験的に実施してみるというのはどうでしょうか。

―――引き続き、市民の長年の願いである市立幼稚園での早急な3年保育・預かり時間延長を強く要望して次の質問にうつります。

★★★

つぎに、ハラスメントのないまちづくりを求めて伺います。

　市長の所信表明に、「誰もが安心して自分らしく暮らせる共生福祉社会をめざす」「様々な人権問題の解決」とあり、市役所は「市民の駆け込み寺」との表現もされています。

　近年、セクシャルハラスメントの被害を告発する#MeToo運動はじめ、世界各国で暴力とハラスメントに関する問題意識とその根絶を求める声が高まっています。

　セクハラ、パワハラ、マタハラ、性暴力などの人権侵害、様々な差別などのハラスメントの実態が浮き彫りになってきていますが、ハラスメント被害者の方々の多くは、自分が受けた行為が違法な行為であったとの認定を受けられず、謝罪も受けられていないなど救済に困難が生じています。

　世界では、ILO（国際労働機関）が「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」（案）を策定し、今年６月の総会で採択予定で、加盟国にはこの国際基準に沿った取り組みが求められます。

　国際レベルでは前に進みつつあるワークハラスメント対策ですが、世界１８９カ国（地域）中、日本は、職場におけるセクハラを禁止する法律を持たない６９カ国の一つであり、一歩も二歩も遅れています。

　昨年の財務事務次官のセクハラ事件での、「被害者は名乗り出よ」と被害者を二重三重に苦しめる発言や、麻生財務大臣の「セクハラ罪はない」という発言を政府が閣議決定した事、さらに自民党衆議院議員の杉田水脈氏の「LGBT（性的少数者）は生産性がない」といった発言を政府が容認した事など、いま、日本が人権後進国としての姿を世界に発信しつづけている事は大変残念です。

　「セクハラ罪はない」との発言は、まさに、日本の法律の最大の問題点を露呈しました。

　日本共産党は「個人の尊厳とジェンダー平等のために、差別や分断をなくし、誰もが自分らしく生きられる社会へ」と題する提言を発表しています。

　日本でのハラスメント対策としては、2016年、男女雇用機会均等法改正で、マタニティハラスメント防止措置義務が設けられ、今年５月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」、略してハラスメント対策関連法案が国会で可決されました。

　しかし、ハラスメント行為を法的に取り締まる規定がない事や、ワークハラスメントの保護対象を非常に狭い範囲に定義していることなど、この「ハラスメント対策関連法案」には不十分な点が多く、日本共産党ハラスメント対策チームでは、被害の認定と被害者救済のために、労働行政の体制を確立することや、独立した救済機関を設立すること、ハラスメント行為を法的に取り締まる規定をつくること、対象を広げることなどを政府に申し入れしています。

　日本の法律では、企業に防止策を呼びかけるだけで、実際にハラスメント行為を行った加害者は法的責任を問われないというのが現状です。これではハラスメント根絶とはほど遠いと言わざるを得ません。

　暴力やハラスメントは、人権侵害であり、個人の尊厳、健康および安全に対する脅威です。

　セクハラ・パワハラなどのハラスメントの予防対策における、本市の取り組みの現状と課題をお聞かせください。市職員向けに、管理職も含めて研修を受けるといった予防対策も必要と考えますがいかがですか。

　つぎに、相談窓口についてです。昨年の予算決算委員会で、私は、ハラスメントに対する市の相談窓口の有無について質問しましたが、その時の答弁で、市ではセクハラなどのハラスメントに対する専門的な相談窓口はなく、市民相談窓口や民間団体の周知で対応しているとの事でした。

　また、市の職員向けには、すばるホールにて相談窓口を設けている他、人事課が職員の相談窓口になっているとのことです。

　しかし、ワークハラスメントで悩んでいる職員が、果たして、直接人事に関わる部署に相談にいけるのでしょうか。非常勤職員や臨時的任用職員といった人にとってはなおさらハードルが高い事ではないかと思います。市役所で働く様々な働き方の職員が、いきいき働ける環境づくりのために、実施していることがあれば教えてください。

気軽に相談にいける相談窓口を本庁内に配置し、保健士や心理カウンセラーなど専門的職員を常時配置しておくことが必要と思いますがいかがですか。

★★★

５．ご答弁ありがとうございます。

ひきつづき、専門職員の配置も含めたハラスメントに関する職員相談窓口や市民相談窓口の充実と、こうした窓口についての周知努力をひろげていただきますよう要望しておきます。

★★★

　つぎに、社会現象となっているひきこもり支援の強化を求めて伺います。

　2016年に内閣府が発表したひきこもり調査で、１５歳〜３９歳までのひきこもりの人の数は推計約５４万人とされてきましたが、新たに４０歳〜６４歳までを対象とする調査結果が今年３月発表され、推計６１万３千人との結果が発表されました。

１５歳〜６４歳まで、合わせて全国で１００万人以上にものぼるとの実態が浮かび上がり、ひきこもり状態が長期化している深刻な社会問題も生じています。

　今までの国の支援制度のあり方そのものが、修学・就労などの社会適応に特化してきた事が引き起こした問題とも言われており、様々な生きることを認め応援するといった居場所づくりなどの支援が見直されてきています。

　８０歳代の高齢の親が収入の少ない５０代の子の生活を支える世帯が地域に数多く潜在化していると言われており、困窮状態に陥りながらも誰にも相談できずに、支援に結びついていないといった、いわゆる「８０５０問題」も報道されています。

　高齢者・介護の支援を目的とした包括支援センターでの支援途中で、家族に引きこもり状態の人がいる事を認識する事も多いと聞いています。そういった場合に関係機関につなごうとするが、障がい認定を受けていなければ受けられないサービスがあり、病院の受診を拒まれるケースも多く、制度につなぐことが難しいことや、保健所でも相談は行っているが、まず一度親か本人が相談に行く必要があることなど、なかなか最初の段階からハードルが高い状況もあるようです。

　外に出にくいひきこもり状態の方に対して、アウトリーチ的アプローチとして、CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）など関係機関の職員とケアマネージャーが一緒に当事者の家庭に出向き、それぞれの対象を見守るといった連携が必要とされているのではないでしょうか。当事者に無理矢理会うことはもちろん逆効果ですので、信頼関係が少しずつ生まれ、顔を合わせることができるようになるまで見守ることが必要であり、連携強化とともに粘り強い支援が必要と思います。

　市内での、包括支援においてひきこもり状態の家族を認識されたり支援につなげるといったケースについての現状把握についてお聞かせください。また、関係機関との連携について、現状と課題をお聞かせください。

　また、市で無料で行っているひきこもり相談を回数、相談場所ともに充実させること、幅広い年齢に対応したものにする事も大切だと考えます。

ひきこもりの人本人だけでなく、家族ごと孤立してしまっているケースも多く、家族や当事者同士の居場所づくりなどにも市として取り組んでいくことが求められていると思いますが、現在の取り組み状況と市長の見解をお聞かせください。

　相談にあたっているNPOなど民間の支援団体につながる良い機会でもあると思いますが、ほとんどが会員制、会費制ですので、お金がなくても誰でもいくことができる制度としての支援体制の構築が求められていると思いますがいかがですか。

　また、悩みを相談できる場所や居場所情報のより早い入手が大切ですが、行政機関としての窓口の周知、無料相談や支援団体の情報、居場所の周知といった努力を広げてほしいと考えますがいかがですか。

市長が所信表明されている「誰もが自分らしい生き方を実現できる地域づくり」のために、ひきこもり支援を各部署や機関の連携強化なども含めてすすめていく必要があると考えます。

ひきこもりの年齢が広がり、人々の孤独がもたらす様々な事件も起きています。つまづきを感じても、どこかで受け皿がある、居場所があるというあたたかいまちづくりを進めていただきますよう、心から願っています。

　居場所づくりに関連して、子どもたちの居場所をつくることも大切な課題です。

ひきこもり当事者や経験者の方、支援者の方から、いじめや不登校など、学校生活や子ども時代に感じたつまづきが原因となったケースが多いことや、保健室と図書館が唯一の居場所だった、といった経験談を聞くにつけ、本市での状況が非常に気になっています。

学校に行きづらい児童・生徒にとって自宅と学校との間のステップともなる様々な居場所を確保しておくことは、まさしく、子どもたちにとっての駆け込み寺をつくっておくことといえると思いますが、こうした現状についての市長の認識と、日本共産党議員団では議会でも繰り返し求めてきましたが、学校図書館司書を各校一人配置することについて、市長の見解をお聞かせください。

★★★６．ご答弁ありがとうございます。

　ひきこもり相談窓口の拡充や居場所づくりと合わせて、当事者やご家族の方への人への周知をもっと行き届かせる必要があると考えます。河内長野市では、広報の小さな枠の説明では内容がわかりづらいということで、広報の一面を使って大きく特集を組まれたとのお話もお聞きしました。また、相談窓口は現時点でほぼ埋まっているとのことで、本市の相談枠に空きがあるのも、周知が不足している事が一因ではないかと思います。

相談窓口が、支援の入り口となるため、その周知徹底がまずは最も大切な課題であると思いますので、よろしくお願いいたします。

　また、民生委員の方への周知といった努力も要望しておきます。

★★★

　つぎに、これまでに何回も取り上げてきた課題ですが、金剛地区の活性化・住民本意の施設や公園の整備、金剛団地の住民や地域住民がいつまでも住みつづけられる、住み続けたいまちづくりを求めて伺います。

　市長の所信表明で、「人とまちがにぎわう元気なふるさと富田林を創る」「金剛地区のまちづくり」は、「本市の発展の大切なエンジンの一つ」と述べておられます。

　この間、金剛地区再生指針が策定され、現在、指針の推進へと進んでいます。

　市の呼びかけで、地域住民やUR、南海電鉄等公共交通機関、各種関係団体との協議会や住民等の意見を聞くまちづくり会議、課題ごとに集る部会、定期的に開催される軽トラマルシェなどの地域の居場所つくりといった取り組みなどが進められてきました。

　今後、地域のコミュニティ形成に特化したソフト面の取り組みから、金剛地区再生指針をもとに、公共施設再配置計画などとの整合性もはかりながら、ハード面における整備が具体的に進められようとしています。

　まず、金剛中央公園、青少年スポーツホールや寺池公園の再整備などについて、市民の皆さんからお聞きしている期待の声をお伝えし、それぞれについて見解を伺います。廃止されてしまったまま放置されている金剛プールの復活を求める声、ダンスの練習ができる鏡のある部屋をつくってほしいという声、現在はエアコンがない会議室ですが、子どもからお年寄りまで多世代が気持ちよく集える場所にしてほしいという声、金剛地域にはないお風呂付きの公共施設や児童館をつくってほしいとの声、郷土資料館をつくってほしい、との声もありますが、いかがですか。見解をお聞かせください。

　市でサウンディング事業という業者などプロにアイデアを聞くといった事をされていますが、それも一つの参考になるとは思いますが、やはり、市長もお示しのように、対話を重視したまちづくりが一番大切だと思います。利用者となる住民の皆さんの願いのこもったものになるように、計画、設計、建設のどの段階でも住民の意見を聞き反映させながら、修正を加え、すみずみまで想いの行き届いた、長く愛される施設、公園づくりを進めていただきたいと思いますがいかがですか。

　つぎに、金剛地区の活性化にとって要となる、URとの連携、市としての働きかけの強化について伺います。

　独立行政法人都市再生機構（UR）では、2007年12月に、2018年度までの方針として「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定され、富田林市金剛団地は「ストック活用」として、維持活用していく方針でこの間進められてきました。

　しかし、2019年度から2033年度までの１５年間の方向性を示す「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が新たに策定され、金剛団地は「ストック活用」から「ストック再生」へと分類しなおされました。

　金剛地域においてURの所有・管理している土地、物件が多くを占めており、金剛地区活性化にとって、URの協力は欠かせません。

　これを機に、団地の再編が進められた際に、家賃の値上げなどにつながらないか心配だとの声をお聞きしています。住民の方がこれからも安心して住みつづけられる家賃を守ることなど、市民のいのちと暮らしを守る責任ある市としての働きかけを強めていただきたいと考えますが見解をお聞かせください。

　つぎに、ピュア金剛跡地の有効活用を求めて伺います。

　駅からも近く非常に便利な場所でありながら、空き家のまま長く放置されているピュア金剛跡地の有効活用について、市民の皆さんからよく要望をお聞きしており、私も議会で何度も取り上げてきました。

　私は金剛団地自治会を通じて、この施設内の見学と状況説明および懇談を申し入れておりましたが、今年１月にその場をもつことができました。

　実際に中に入ってみると、スケルトン状態の広い屋内でしたが、URの耐震診断結果によると、IS値が０．３未満で耐震性を満たす０．６という基準を下回っているため、貸し出せる条件にないとの状況が新たに分かりました。

見学に同行されたURの職員と市の職員も交えた懇談では、金剛銀座街や団地住民の方から、耐震強度が満たされていない危険な空き家をそのまま放置しているのは良くない、ショッピングなどの中心的エリアに廃墟があるというさびれた印象になり、治安も悪化するなどの意見が出され、富田林市におけるURの方針が「再生」に切り替わったことを契機に、住民の声を聞き再整備を前に進めてほしいという意見が出されました。

　特に、子どもたちが屋根の上に乗って遊んだり、ボール遊びをしていたりする事があり、地域の人たちも気をつけているが、目が行き届かない事もある。もし屋根が落ちて大事故になったらどう責任をとるのかといった指摘もありました。施設の方向性が決まるまで放置せず、いったん建物を除却して、暫定的に広場や駐車場にするなども一つの方法ではないか、といった提案も出されました。

　これらのご意見も踏まえて、ピュア金剛跡地の有効活用を求めますが、URとの連携強化も含めて、見解をお聞かせください。

★★★

７．ご答弁ありがとうございます。

かなり具体的にひとつひとつ挙げて質問させていただきましたが、具体的なご答弁やお考えが聞けなかったのは残念です。地域住民のみなさんの声を大切にするのはもちろんですが、その声をどのように反映させていくのかも明確に示し、金剛地区の活性化、住みつづけたい、住み続けられるまちづくりを進めてくださいますよう求めておきます。

★★★

次に、空き家対策の充実をもとめて伺います。

昨年の台風被害では、空き家の瓦が吹き飛び、近所の建物を壊したりしました。倒壊はしなかったが、外壁が吹き飛びそのまま放置されている、雨漏りなどの放置で痛みが一気にすすみ、防災上の問題も顕著化し、近隣から不安と対策をもとめる声が強まっています。

空き家所有者からの相談でも、「売却価格より借り入れの残債が多く処分したくてもできない」、「進入路が他人の名義になっており、再建築できず買い手がいない」、「家が傷み過ぎてリフォームにお金がかかり貸すこともできず、業者に買取りを依頼しても値段がつかない」など処分できないさまざまな深刻な理由があります。

交通不便地や急傾斜地だけではなく、居住や再利用が困難な空き家は、ますます処分が難しくなり、台風被害以降、空き家問題は深刻化しています。

持ち主が処分できず困っている空き家の対策として、具体的な打開策は検討されているのでしょうか。

管理が行き届いていない空き家は、地震や火災などに対する防災機能が低下してしまいます。朽ち果てた空き家は燃えやすいので、格好の標的となって放火される可能性が高くなります。

ごみの不法投棄や野良猫・シロアリの発生など衛生面も含め住環境が悪化し、空き家の放置が新たな空き家を誘発するという悪循環が広がります。

2015年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、「特定空き家等」と指定されれば「住居などの敷地に係る土地の固定資産税の課税標準額を最大6分の1とする」との特例が適用除外となりました。これにより、空き家に対する立ち入り調査や所有者に対する行政指導、そして最終的に代執行によって空き家を撤去できる権限が各自治体に与えられました。

市では「富田林市空き家対策庁内連絡協議会」がつくられ条例の制定や特定空き家等の認定基準が定められました。また、「富田林市老朽危険空き家除却補助金交付制度」創設により、補助対象となる空き家の除却費用に上限100万円の補助がされるようになりました。

現在の取り組みの状況と、これらの対策による効果、また、昨年度実施されていると思いますが、空き家所有者へのｱﾝｹｰﾄ調査結果や今後の課題について、見解をお聞かせください。

★★★

８．ご答弁ありがとうございます。

　空き家の除却補助を始められてから、現在１軒のみの実績で、空き家バンク登録は０軒、不動産事業者登録も１４件とのことです。

　所有者が特定できている空き家が約８６０軒あるとご答弁にもありましたが、それなのになぜ空き家バンクへの登録が０軒なのかと不思議です。

　登録に際して、市から空き家所有者の方への積極的なアプローチや手助けが足りないのではないでしょうか。

空き家除却補助制度についても、空き家所有者のアンケートから見えてくる課題から、さらに利用しやすい制度になるように工夫し、空き家に関連する地域の問題解決に努めてくださいますよう求めておきます。

　以上で、日本共産党の代表質問を終わらせていただきます。ご清聴、ご答弁ありがとうございました。